

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第5項並びに第17条第4項中「上下水道局総務部経理課長」を「上下水道局総務部契約会計課長」に改める。

第29条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「都市計画税」の右に「又はこれらの税目に係る延滞金」を加える。

第37条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 募金箱（寄付金を領収するために設置する箱をいう。以下同じ。）に投入された寄付金を領収する場合

第38条第2項中「上下水道局総務部経理課長」を「上下水道局総務部契約会計課長」に改める。

第43条第1項中「第158条の規定」を「第158条第1項の規定」に、「第158条の2の規定により」を「第158条の2第1項の規定により同項に規定する」に改める。

第43条の2第1項第10号中「又は」を「若しくは」に改め、「都市計画税」の右に「又はこれらの税目に係る延滞金」を加え、同項に次の2号を加える。

(17) 募金箱に投入された寄付金を領収する場合

(18) 京都市青少年科学センター条例に規定する入場料及びプラネタリウム観覧料を領収する場合

第43条の2第5項中「，都市計画税」を「若しくは都市計画税若しくはこれらの税目に係る延滞金」に改める。

第57条第18号を削る。

第60条第1項中「者」を「職員」に改め、同条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第63条の見出し中「前渡職員」を「資金前渡を受ける職員」に改め、同条中「に係る前渡職員になる」を「の資金前渡を受ける」に、「者は」を「職員は」に、「準ずる」を「準

じる」に改める。

第64条第1項中「の前渡職員」を「に規定する職員」に、「その」を「給与等の資金前渡に係る」に改め、同条第2項中「前項」の右に「の規定」を加え、「準ずる」を「準じる」に改める。

第66条第1項中「の規定による前渡職員」を「に規定する職員」に、「提供しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第67条第1項前段中「前渡職員が、請求後」を「資金前渡の請求をした職員が」に、「ため、」を「ため当該」に改め、同項後段中「その旨合議するとともに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項前段中「前項の規定にかかわらず、会計管理者が承認した場合に限り」を「前渡職員に事故、退職又は転任等があったときは」に改め、「、同項に規定する精算に代えて」を削り、同項後段中「職員は」を「職員は、」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前渡職員は、」を「規定により引継ぎを受けた職員は、その旨を文書により」に改め、「当該引継ぎを受けた旨文書をもって」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「前項」に、「前渡職員は、」を「職員は、引継ぎに係る資金前渡の」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第2 1第17号を次のように改める。

(17) 元離宮二条城総務課長

別表第2 1第74号を次のように改める。

(74) 上下水道局総務部契約会計課長

別表第4中「第13号 元離宮二条城事務所長」を「第13号 元離宮二条城総務課長」に、「第66号 洛陽工業高等学校事務長」を「第66号 削除」に、「第73号 伏見工業高等学校全日制事務長」を「第73号 削除」に、「第86号 伏見工業高等学校定時制事務長」を「第86号 伏見工業高等学校事務長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(会計室)